# 2025年(第 46 回)緊急臨床検査士資格認定試験 受験申請の手引き

#### 【目的】

臨床検査室では、夜間・休日時間帯など緊急時には 24 時間の対応が求められ、この場合にはひとりの臨床検査技師が日頃担当していない多種類の検査を迅速かつ正確に行わなければならない。緊急臨床検査士とは、臨床検査室等において医師の指示のもとに緊急検査を正しく行い得ることを認定された者をいう。緊急臨床検査士試験では緊急臨床検査の項目として採用されている検査について、検査技術の理論を理解すると共に、検査に必要な基本的知識と技術を有していることを判定することを目的として実施する。検査技術の練達度と理論の理解度、基礎知識の習得、検査の精度管理などについての力量を評価する。

#### 1. 受験資格

- (1) 臨床検査技師国家試験に合格し、すでに登録を終えて臨床検査技師の資格を有する者。
- (2) 願書提出時に、その職歴についての所属長等の証明書を提出できる者。
- 上記(1)、(2)の両条件を満たす者。

なお、下記に該当する者は2025年の受験はできない。

- (1) 2024年に日本臨床検査同学院が行った資格認定試験(全ての試験)を無断欠席した者。
- (2) 2024年1次受付で受験可能となった後、連絡なく願書を提出しなかった者(二級・緊急・遺伝子・POCT試験)。

#### 2. 1次受付

受験資格を満たす受験希望者は、ホームページより 1 次受付期間中に受付を行う。 1 次受付終了後、受験希望者が定員を超えた場合は抽選を行う。抽選結果はホームページへの掲載と 1 次受付を行った全員にメールにて連絡する。

受付期間: 2025年1月15日(水) ~ 1月31日(金)(厳守)

#### 【1次受付時の注意事項】

- (1) 試験会場地域は、A. 北海道・東北、B. 関東、C. 東海・北陸、D. 近畿、E. 九州の5地域で行う。なお、B. 関東、D. 近畿は複数会場で行う。
- (2) 試験会場は、1次受付時に第1、第2希望を選択できる。
- (3) B. 関東、D. 近畿は複数会場で試験を実施するため会場の選択はできない。
- (4) 1 次受付期間終了後の会場の変更は不可。
- (5) 受験可能の連絡を受けた者のみ願書を含む申請書類(以下、申請書類)を提出できる。
- (6) 受験辞退者が出た場合は、繰上げを行う。

### 3. 試験方法

- (1) 筆記試験は原則として、臨床検査技師国家試験と同様の多肢選択方式で出題される。
- (2) 実技試験は、①実際に検査を行い検査技術、検査前工程 [適切な検体採取方法、検体(被検者)の 状態や安全確認、臨床情報の入手、被検者の氏名等の確認(患者認証)]、結果の解釈等、緊急検 査全般にわたる技能や知識を評価する。②血液細胞・微生物の形態、生理検査の波形や画像など の判定・判読および結果解釈の能力を問う問題も含まれる。

## 4. 試験範囲

試験範囲を参照すること。

#### 5. 合格者の決定

合格者は、試験委員会で決定される。合否は、受験者に個別に通知する。

#### 6. 試験日程および会場

2025年7月5日、6日(土、日)の2日間の予定である。試験会場、定員等についてはホームページを参照。最終的な日程・会場は、受験票交付時に通知する。

## 7. 受験申請書の作成および提出期間

1 次受付後、受験可能の連絡を受けた者は、期間内に願書を含む必要書類を提出すること。 提出期間:2025年3月28日(金)~4月10日(木)消印有効

#### (1) 提出書類

	様式№
1) 願 書	. 1-1
2) 申請書提出用封筒ラベル	1-1
3) 提出書類チェックシート	2-1
4) 写真 2 枚(願書、受験票用各 1 枚)	立野宮井口
5) 返信用封筒 2枚(受験票、合否通知用各1枚)110円切手添付	・ 受験料振込、 ・ 提出書類について
6) 臨床検査技師免許証のコピー (1.受験資格(1)に該当するもの)	

# (2) 作成上の注意事項

- ① 1) ~3) はホームページよりダウンロードし、「受験料振込、提出書類について」を確認、 必要事項を記入のうえ、指定の期日までに送付する。
- ② 記載内容に不備や不明な点がある場合は、試験委員会から説明を求めることがある。

# 8. 受験料

受験料 33,000円(税込)を一括振込とする。

審査の結果、受験資格が満たされなかった場合、受験料は返金する。それ以外は一度納入した受験料は返金しない。

## 9. 認定登録

試験に合格し、試験委員会で承認された者に対して日本臨床検査同学院(以下「当法人」という。) が認定を行う。認定証発行手数料 3,300 円(税込)を納付後、当法人より認定証を発行する。

## 10. 変更届

氏名、現住所、勤務先、メールアドレスに変更が生じた場合は必ず変更届をホームページから行う。

# 11. 個人情報の保護について

申請された内容は当法人において管理し目的外には使用しない。ただし、合格者の都道府県名、氏名は許諾を得て公表する。

以上